

岩手県における豚熱の予防的ワクチン接種の実施について

1 根拠法令等

- (1) 家畜伝染病予防法に基づく事項
 - ① 知事による接種命令（家畜伝染病予防法第6条）
 - ② 家畜防疫員による接種（同上）
 - ③ 知事によるワクチンの使用許可（同法第50条）
 - ④ 接種豚への標識（同法第7条）
 - ⑤ ワクチン接種実績の報告（同法第12条）
- (2) 豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく事項
 - ① 県による接種プログラムの策定（接種の区域、対象頭数、進め方等）
 - ② ワクチン管理
 - ③ 豚等（生きた豚、精液及び受精卵等、豚等の死体等）の移動の管理
 - ④ 接種豚への標識方法
 - ⑤ 免疫付与状況確認検査
- (3) 県条例に基づく事項
 - ① 接種手数料（岩手県手数料条例）
 - ② 手数料の徴収事務（岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例）

2 接種区域・接種の進め方

県全域を接種区域とし、県南地域、県央地域、県北地域の順で面的に接種を進める

3 接種対象豚

- (1) 農場での初回接種の場合
全頭（20日以内にと畜場に出荷する予定の豚を除く）
- (2) 農場での追加接種の場合
 - ① 子豚（生後50～60日齢程度）
 - ② 繁殖豚及び繁殖候補豚（最初の接種から6か月後、その後1年ごと）
 - ③ 非接種農場からの導入豚

4 接種体制

接種者（家畜防疫員）、保定者（農場従業員等）など

5 ワクチン

- (1) 1頭あたり1mlを接種し、家畜防疫員が使用量及び在庫を管理
- (2) 豚熱ワクチンを接種した豚の肉を食べても、人の健康に影響はない

6 接種豚の管理及び標識方法

- (1) ワクチン接種豚は台帳等により接種歴を管理（出生日、出荷日、出荷先、接種日等）
- (2) 接種豚の背中に赤色スプレー等によりV字を記して標識

7 豚等の移動制限及び管理

(1) 生きた豚の移動（出荷等）

原則として、接種区域内の移動に限る

① 他の農場へのお荷

移動先の農場では、可能な限り、その他の豚と隔離し、健康状態を観察

② と畜場へのお荷

ア 出荷先のと畜場が、接種区域内と非接種区域の両者からの豚を受け入れることとなる場合、交差汚染防止対策が必要

イ 出荷農場は、出荷先となると畜場の交差汚染防止対策のルールに従う

(2) 豚等の死体、排せつ物等、敷料、飼料及び飼養器具

以下の要件を満たすことにより、非接種区域への移動が可能

① 飼養豚に臨床的な異状がないこと

② 移動先の施設が豚熱ウイルスを拡散させない措置を講じていること

③ 移動に当たって、車両消毒、移動対象物からの周辺環境等への汚染防止措置が講じられていること

8 接種手数料

(1) 手数料

① 初回接種：免除（岩手県手数料条例第4条）

② 追加接種：1頭当たり310円（岩手県手数料条例第2条）

(2) 徴収方法（(1)の②のみ徴収）

岩手県収入証紙により納付（1の(3)の②に基づき市町村が事務処理）

9 免疫付与状況確認検査

(1) 検査対象：ワクチン接種後40日以上経過した個体

(2) 検査頭数：各農場30頭以上（原則として、各豚舎から5頭以上）

(3) 検査頻度：初回接種後40日以上経過後、その後は6か月毎

(4) 結果の取扱い：農場の抗体陽性率が80%未満の場合、必要に応じ追加接種を実施

10 飼養衛生管理基準の遵守の重要性

豚熱の発生を防止するためには、ワクチン接種農場においても、豚熱ウイルスの農場への侵入防止対策の徹底（野生動物の侵入防止対策や人・車両の進入時の消毒の徹底、作業着・手袋・長靴等の交換など）と、豚に異状が見られた場合の早期通報が不可欠

- 〔理由〕
- ・ ワクチン接種をしても全ての豚が免疫を獲得できるわけではないこと
 - ・ 全ての子豚に適切な時期にワクチン接種を行うことは困難であること
 - ・ 以上から、ワクチン接種農場にも免疫を獲得していない豚が存在すること